

**情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会
ブロードバンド基盤ワーキンググループ(第3回)
ご説明資料**

**2022年9月5日
ソフトバンク株式会社**

制度検討における基本的な考え方①

競争への影響を最小限とすべく、 補完的措置としての制度上の手当は必要最小限とすべき

2. ヒアリング項目

③ 一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方

1. 支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方
2. 支援対象、競合事業者の要件となる第二号基礎的電気通信役務の継続提供期間の考え方
3. 大部分を他者の回線設備と接続して提供される場合の区域指定の考え方

④ 交付金・負担金算定の在り方

【交付金】

1. 費用算定の考え方
2. 支援額算定の考え方

【負担金】

1. 負担事業者の範囲
2. 負担金の額の割合の上限
3. 負担金の算定単位

⑤ その他（利用者等への周知の在り方 等）

第二号基礎的電気通信役務の範囲
(規律等の効果を生じさせる必要がある最小限の範囲)

事業者規律
(制度の目的達成のために必要な範囲と程度の規律)

一般支援区域・特別支援区域の指定
(支援しないと維持されない必要最小限の区域)

交付金・負担金算定の在り方
(維持に必要な最小限の交付金規模)

今回のヒアリング範囲

・・・等

制度検討における基本的な考え方②

【3要件の取り扱い】

基礎的電気通信役務は、(ア)条件不利地域における役務提供を確保する「競争補完」、(イ)約款規制等を通じて適正な提供条件を確保する「利用者利益の確保」の両面を具備する、複合的な概念と考えられる。また、基礎的電気通信役務の制度趣旨に鑑みれば、国民生活にとって「不可欠」なサービスを対象とした上で、上記(ア)・(イ)を通じて、「低廉性」と「利用可能性」を実現しようとするものと考えられる。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 中間答申(情報通信審議会：2019年8月29日) P.36

- 基礎的電気通信役務の制度趣旨に鑑みれば、国民生活にとって「不可欠」なサービスを対象とした上で、「低廉性」と「利用可能性」を実現しようとするもの

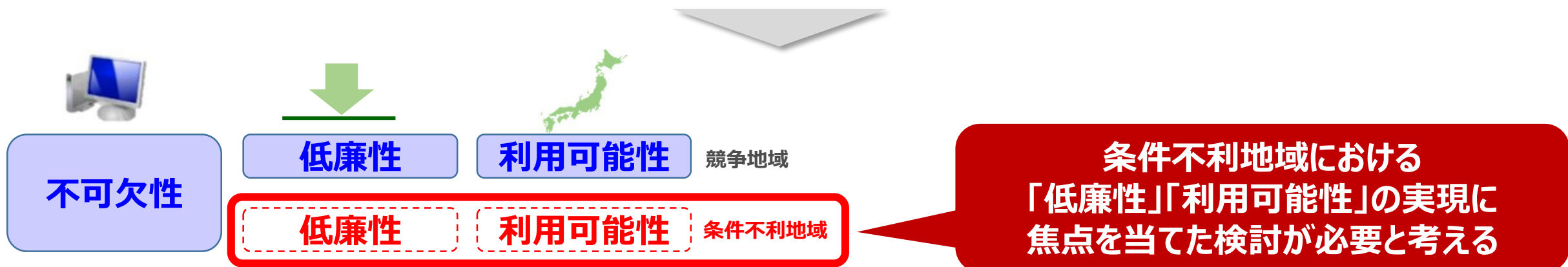
【ブロードバンドの基礎的電気通信役務化の検討契機】

ブロードバンドサービスを巡る当面の課題として、条件不利地域等においては、いまだ未整備エリアが解消されておらず⁶、また、整備済みエリアにおいても、基盤の維持・更新等に大きな役割を担う自治体に大きな財政的負担が生じていることが指摘されている。これらは、ブロードバンドサービスが果たす役割の重要性に照らし、早急に取り組むべき課題であり、必ずしも制度的対応を待つことなく、予算措置等により機動的に支援を行っていくことが必要である。

一方、中長期的には、条件不利地域等におけるブロードバンドサービス基盤の整備・運用について、事業の効率化等を通じて将来にわたる持続可能性を確保していく観点からは、民間事業者が担い手となってサービスを持続的に提供していくモデルの構築が必要となることから、これを担保するための制度的対応も視野に入れるべきである。

出典：電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(情報通信審議会：2019年12月17日) P.24

- 条件不利地域等の基盤の維持・更新等に大きな財政的負担
- ブロードバンドサービス基盤の持続可能性を確保していく観点からは、これを担保するための制度的対応も視野に入れるべき



制度検討における基本的な考え方③

【新たな交付金制度の目的】

1. 不採算地域におけるサービスの安定的な提供の確保

地方における有線ブロードバンドサービスの重要な担い手であるローカル事業者は、人口減少の進展に伴う利用者数の減少等の理由により採算性が悪化しつつあり、今後、地方における人口減少が一層進展した場合には、地方における有線ブロードバンドサービスの維持が困難になると予想される。

そこで、新設する交付金制度により有線ブロードバンドサービスの維持運用経費を支援することで、不採算地域における有線ブロードバンドサービスの安定的な提供を確保する。

2. 有線ブロードバンド未整備地域の解消促進

近年、補正予算等による補助金を活用した積極的な整備により、有線ブロードバンド未整備地域の解消が大きく進展したが、依然として、未整備地域が一部に存在する。整備が行われていない主要な理由の1つが、整備後のサービスの維持可能性への懸念である。

そこで、新設する交付金制度で整備後の維持運用経費を支援することにより、サービスの維持可能性への懸念を払拭し、未整備地域の解消を一層促進する。

3. 公設公営・公設民営から民設民営への転換促進

現在、条件不利地域における有線ブロードバンドサービスの提供は、公設公営方式又は公設民営方式によって行われている場合が少なくない。

一般に、地域住民のニーズに応じた通信サービスを提供する観点から、自治体が通信サービスの担い手となったり、そのための設備を保有したりすること自体は、必ずしも否定されるべきものではない。

しかしながら、これらの方式による有線ブロードバンドサービスの提供は、自治体に人材面・財政面での負担を恒常的に生じさせており、今後、人口減少の進展に伴い条件不利地域の自治体の財政力が更に低下した場合には、このような方式でのサービス提供の継続は困難になると予想される。

そこで、条件不利地域における安定的なサービス提供を中長期的に確保していく観点から、新設する交付金制度で民設移行後の維持運用経費を支援することを前提に、公設公営・公設民営から民設民営への移行を促進する¹²。

詳細は左記のような条件不利地域の実態を踏まえ、支援の観点で必要な手当てをすべきと考える

③ 一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方

1. 支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方
2. 支援対象、競合事業者の要件となる第二号基礎的電気通信役務の継続提供期間の考え方
3. 大部分を他者の回線設備と接続して提供される場合の区域指定の考え方

④ 交付金・負担金算定の在り方

【交付金】

1. 費用算定の考え方
2. 支援額算定の考え方

【負担金】

1. 負担事業者の範囲
2. 負担金の額の割合の上限
3. 負担金の算定単位

⑤ その他（利用者への周知の在り方等）

③ 一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方

1. 支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方
2. 支援対象、競合事業者の要件となる第二号基礎的電気通信役務の継続提供期間の考え方
3. 大部分を他者の回線設備と接続して提供される場合の区域指定の考え方

④ 交付金・負担金算定の在り方

【交付金】

1. 費用算定の考え方
2. 支援額算定の考え方

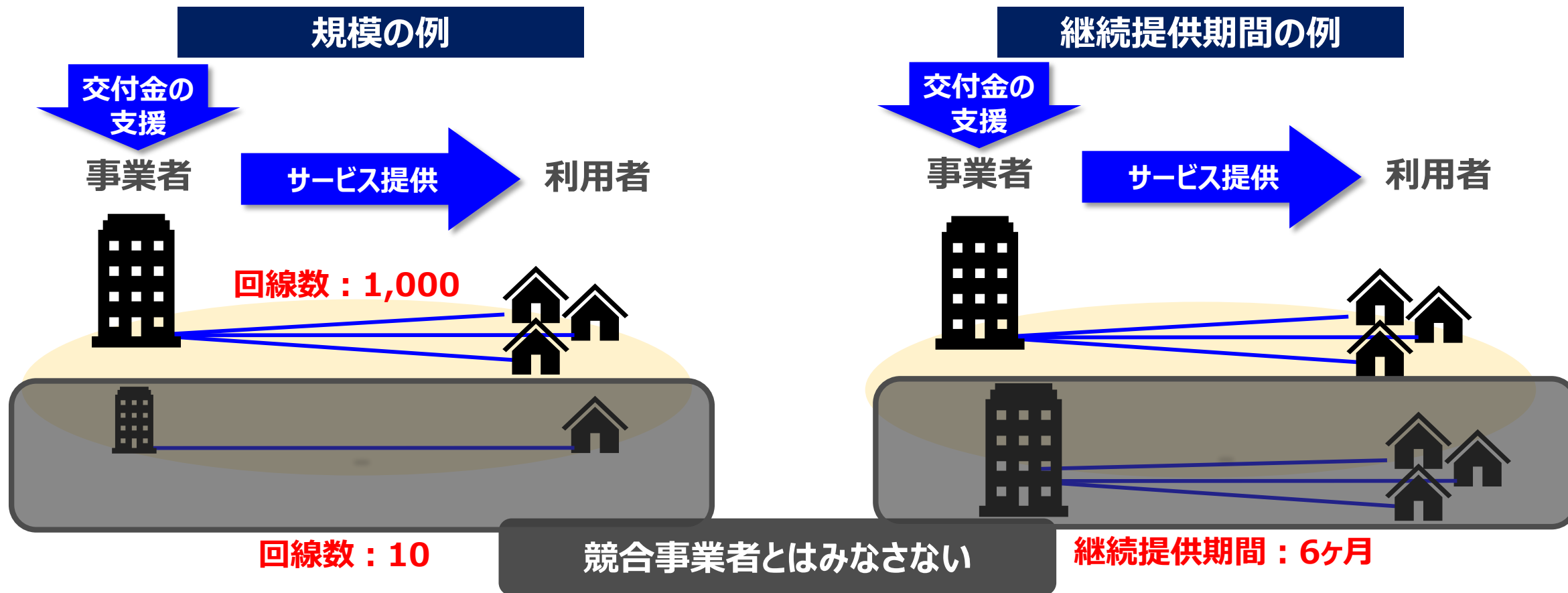
【負担金】

1. 負担事業者の範囲
2. 負担金の額の割合の上限
3. 負担金の算定単位

⑤ その他（利用者への周知の在り方等）

③ 1. 支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方

支援対象の判定にかかる競合事業者について、
規模・継続提供期間といった要件を設けることは**適当**と考える



※例示の回線数はイメージで、具体的基準は実情を踏まえた検討が必要と考える
また、継続提供期間は交付金算定となる単位の期間を少なくとも上回ることが必要と考える

③3.大部分を他者の回線設備と接続して提供される場合の区域指定の考え方

卸先事業者及び接続事業者を競合扱いにした場合、
回線設備の維持が図れず、これらは競合扱いとしないことが適切と考える

¹⁵ 自ら回線設備を設置せず、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けてサービスを提供する事業者（卸先事業者）は、「基礎的電気通信役務」を提供する事業者ではないため、ここでの競合事業者には該当しない。また、新たな交付金制度が、基本的には、不採算地域における回線設備の維持に必要な費用を支援するものであることを踏まえると、自ら回線設備を部分的に設置していても、当該地域でのサービス提供に用いる回線設備の大部分を他の事業者の設備に依存しているような事業者は、競合事業者とは評価しないことが適当である。加えて、当該地域でサービス提供を開始してからの期間が一定期間（例：6 カ月）に満たない事業者も、継続的にサービス提供が行われるかどうか見極めが必要であることから、競合事業者とは評価しないことが適当である。

出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ(ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会：2022年2月2日) P.8

③ 一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方

1. 支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方
2. 支援対象、競合事業者の要件となる第二号基礎的電気通信役務の継続提供期間の考え方
3. 大部分を他者の回線設備と接続して提供される場合の区域指定の考え方

④ 交付金・負担金算定の在り方

【交付金】

1. 費用算定の考え方
2. 支援額算定の考え方

【負担金】

1. 負担事業者の範囲
2. 負担金の額の割合の上限
3. 負担金の算定単位

⑤ その他（利用者への周知の在り方等）

④【交付金】1.費用算定の考え方

原則はアクセス回線設備のみが支援対象と考えるが、下記の中継回線は、サービス維持に最低限必要な範囲に限り支援対象とすることが適切と考える

- このような考え方に基づき、設備コストについては、原則として、支援対象区域のアクセス回線設備（最寄りの通信ビルから利用者宅までの回線設備等）の維持に通常必要な費用を支援対象経費とすることが適当である。
- ただし、例外的に、中継回線設備のうち、専ら支援対象区域へのサービス提供に用いられるもの等（例：離島への海底光ケーブル）については、その維持に通常必要な費用も支援対象経費とすることが適当である。

なお、NTT東西殿の電話のユニバーサルサービス提供のためにも用いられるものは、支援対象外とすることが適当と考える

出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ（2022年2月2日）P.13

また、算入費目について、競争中立性の観点から費用計上基準の明確化は必須であり、設備費用以外を仮に算入するのであれば、役務提供に不可欠なものに限定すべきであると考え

④【交付金】2. 支援額算定の考え方

非効率性の排除のために標準モデル方式を活用する事を基本とし、
算定方式はベンチマーク方式を採用することも考えられる

○ このうち、①の実際費用方式については、費用額の事前の見通しが立たず、制度の安定的な運用が困難となる可能性があることや、事業者固有の非効率性が温存される可能性があることから、新たな交付金制度においては、原則として、②の標準モデル方式を採用することが適当である²⁹。

○ ただし、今後、適正な標準モデルの構築が極めて困難であると認められた場合（例：海底光ケーブルの維持費用について、適正な標準モデルの構築が極めて困難であることが判明した場合）には、例外的・補完的に、②の実際費用方式を採用することも考えられる。

出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ（2022年2月2日）P.14

○ このうち、②の収支相殺方式については、事業者の料金設定と連動するという問題があり、交付金支援を得る目的で不当な料金設定が行われる可能性も否定できないことから、新たな交付金制度においては、原則として、①のベンチマーク方式を採用することが適当である。

○ ただし、特別支援対象区域については、収支が当然に赤字になると見込まれることから、交付金支援を得る目的で不当な料金設定が行われる可能性を制度上排除した上で³²、②の収支相殺方式を採用することが適当である。

出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ（2022年2月2日）P.15

**実際費用方式や収支相殺方式を例外的に用いる場合は、
非効率性や不当な料金設定の可能性を排除することが必須と考える**

④【交付金】2. 支援額算定の考え方

ベンチマーク方式を用いるにせよ、支援の要否判定にあたり、**収入の適正性(料金の適正性)をどのように考えるべきかが課題との認識**

1. 一般支援対象区域

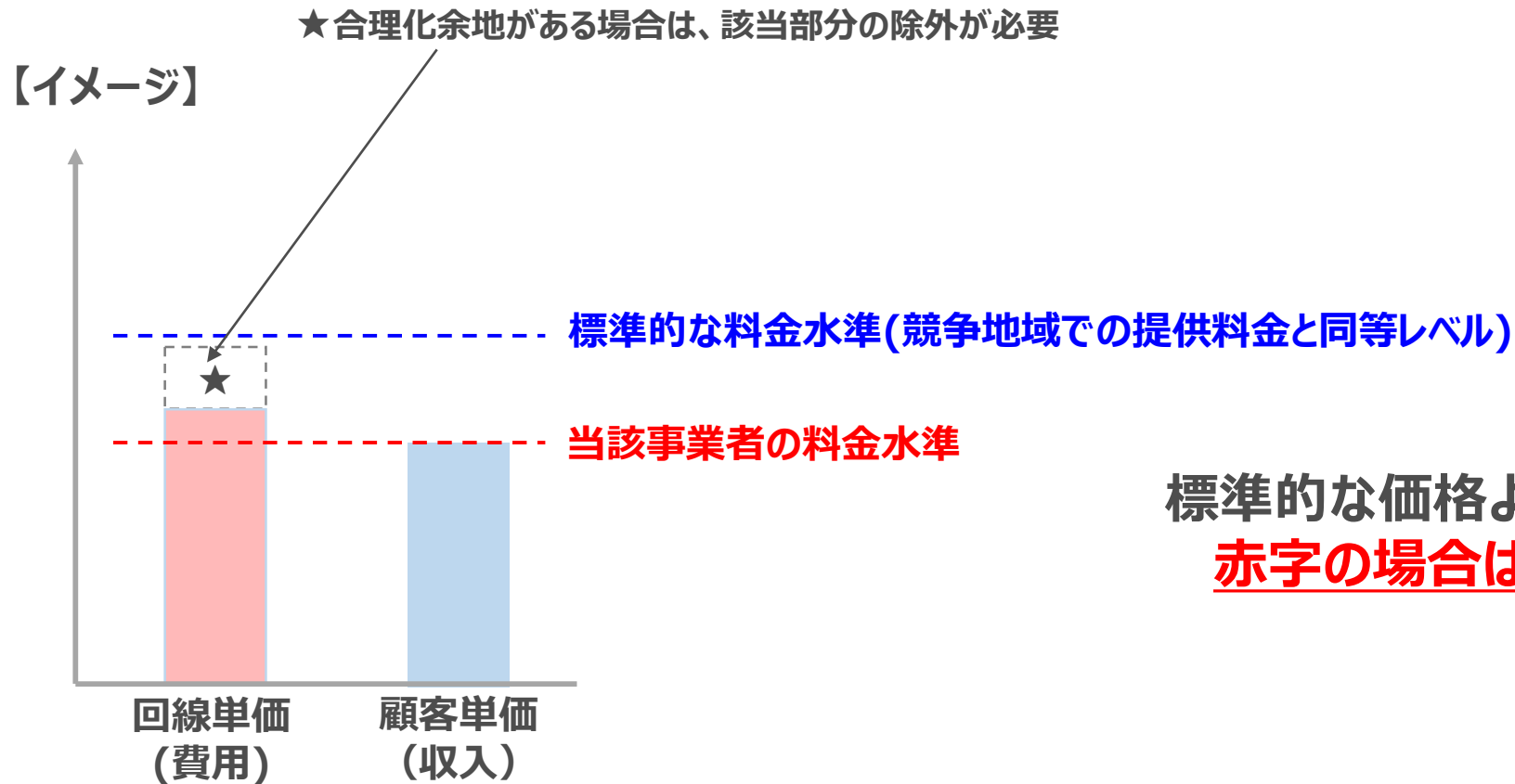
市場に委ねたのではサービスが維持されない可能性が高い地域であり、実際上の基準としては、①標準的なモデルに基づき推計したサービス提供のためのコストが相対的に高く、②特定の事業者が1者のみでサービスを提供している地域のうち、③特別支援対象区域以外の地域を指定することが想定される。

これらの地域で有線ブロードバンドサービスの提供を行う事業者は、基本的に、自らの経営判断で当該地域におけるサービス提供を開始したものと想定されることから、内部相互補助によるサービス維持が期待できる場合には支援対象とする必要がない。

このため、**当該事業者の部門別収支に照らして支援の必要性が認められる場合に限って支援対象とすることが適当である**¹⁹。

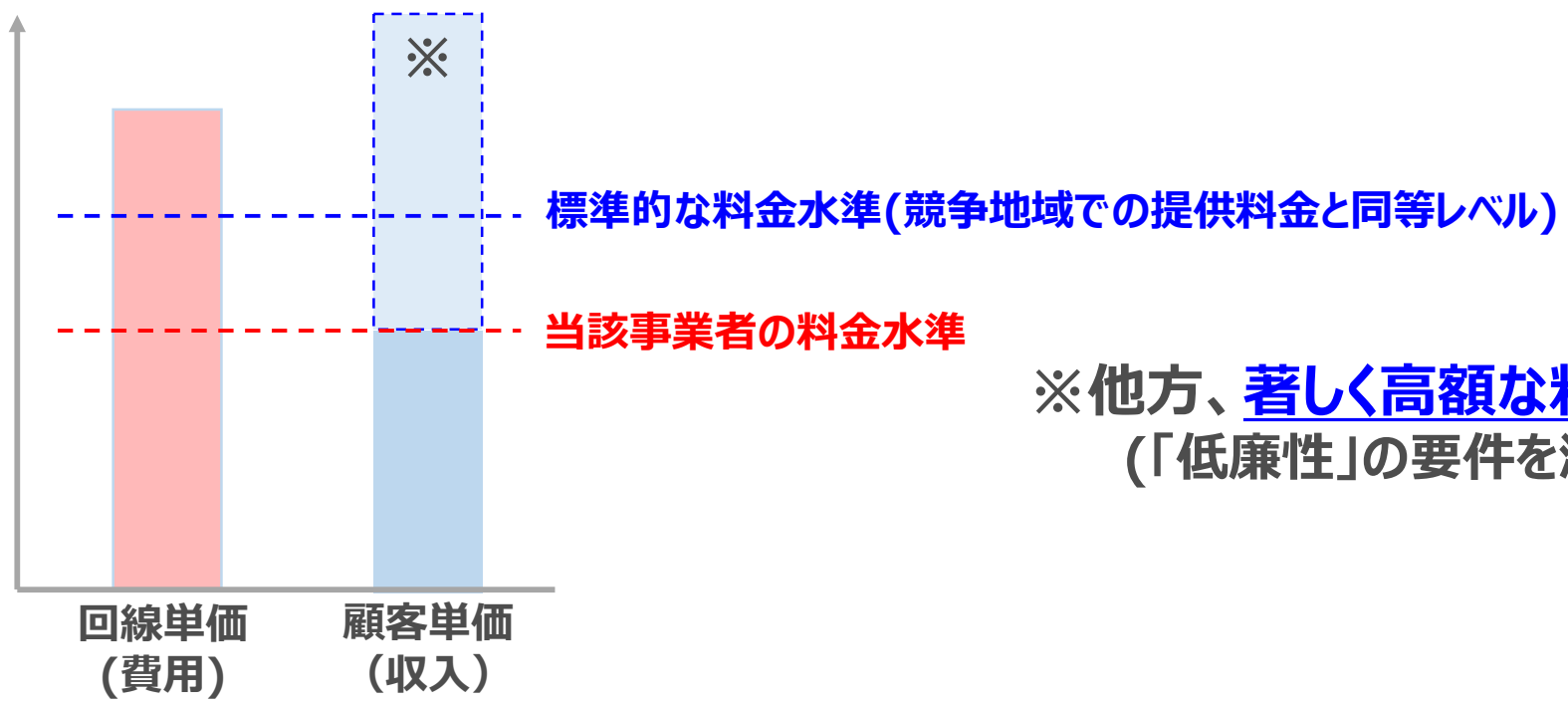
標準的な価格よりも**安価な料金設定による赤字の場合は支援を受けられない**認識

④【交付金】2. 支援額算定の考え方



標準的な価格よりも 安価な料金設定による赤字の場合は支援を受けられない 認識

【イメージ】



※他方、著しく高額な料金設定も認められない認識
 (「低廉性」の要件を満たさなくなると考えるため)

③ 一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方

1. 支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方
2. 支援対象、競合事業者の要件となる第二号基礎的電気通信役務の継続提供期間の考え方
3. 大部分を他者の回線設備と接続して提供される場合の区域指定の考え方

④ 交付金・負担金算定の在り方

【交付金】

1. 費用算定の考え方
2. 支援額算定の考え方

【負担金】

1. 負担事業者の範囲
2. 負担金の額の割合の上限
3. 負担金の算定単位

⑤ その他（利用者への周知の在り方等）

④【負担金】1.負担事業者の範囲

現行のユニバーサルサービス制度と同様に、ブロードバンドのユニバーサルサービス化による受益の観点で定めることが適当と考える

- 現行の電話に係るユニバーサルサービス交付金制度と同様、新たな交付金制度においても、受益者負担の考え方を採用し、不採算地域におけるブロードバンドサービスの提供が確保されることで利益を得る者全体に広く応分の負担を求める仕組みとすることが適当である。

出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ（2022年2月2日）P.15

（第二種負担金の徴収）

第一百条の五 支援機関は、年度ごとに、第一百七条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。第十二条第一項において同じ。）に要する費用の全部又は一部に充てるため、高速度データ伝送電気通信役務（総務省令で定めるものを除く。）を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの（以下この項において「高速度データ伝送役務提供事業者」という。）から、負担金を徴収することができる。

出典：改正電気通信事業法

「高速度データ伝送電気通信役務」を提供している事業者からの徴収は妥当と考える

④【負担金】3.負担金の算定単位

受益の程度は、電話の考え方と同様に利用者数に基づき
1契約(回線)当たりの契約単価により負担金を算定することは適当と考える

- 現行の電話に係るユニバーサルサービス交付金制度においては、電話番号数を負担金算定の単位とし、1番号当たりの番号単価により各負担対象者の負担金額を算定している。これは、各負担対象者の受益の程度は、基本的には、利用者(エンドユーザ)の数に比例するとの考え方に基づくものである。
- 新たな交付金制度においても、同様の考え方から、原則として、ブロードバンドサービスに係る契約数を負担金算定の単位とし、1契約当たりの契約単価により各負担対象者の負担金額を算定することが適当である⁴⁰。

出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ（2022年2月2日）P.17

電話番号数に基づく方式と同様、
競争中立性・検証可能性・簡索性の観点で
比較的優れている方式と考える

④【負担金】3.負担金の算定単位

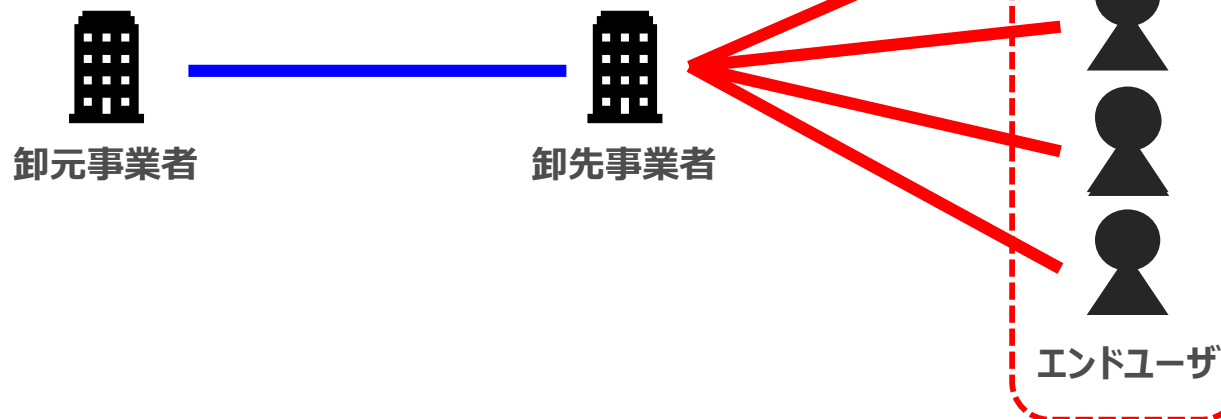
卸元事業者(設備設置事業者等)が把握する回線数と、卸先事業者の回線数に差異が生じる場合、基本的には卸先事業者の回線数に基づくべきと考える

【電話の場合】



電話は 基本的に 1:1

【ブロードバンドの場合】



ブロードバンドは 1:N となる
場合がある認識

受益の度合い

④【負担金】3.負担金の算定単位

IoTは特定の用に供する、小収益・多回線な商材

当社における活用事例

テレマティクス



スマートメーター



エレベーター



AED



自動販売機



警備



ATM



など

④【負担金】3.負担金の算定単位

IoTサービスは、条件不利地域におけるブロードバンドサービスの確保による受益がないことから、負担の対象外とすることが適当と考える

- ブロードバンドサービスを通じて行われるテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスは双方向のサービスであり、不採算地域も含めた日本全体におけるブロードバンドサービスの提供が確保される結果としてテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスの利用可能者が増加すれば、都市部を中心とした採算地域の利用者も含め、全てのブロードバンドサービスの利用者が受益することになる（⇒関連する論点につき、【補論2】を参照）。

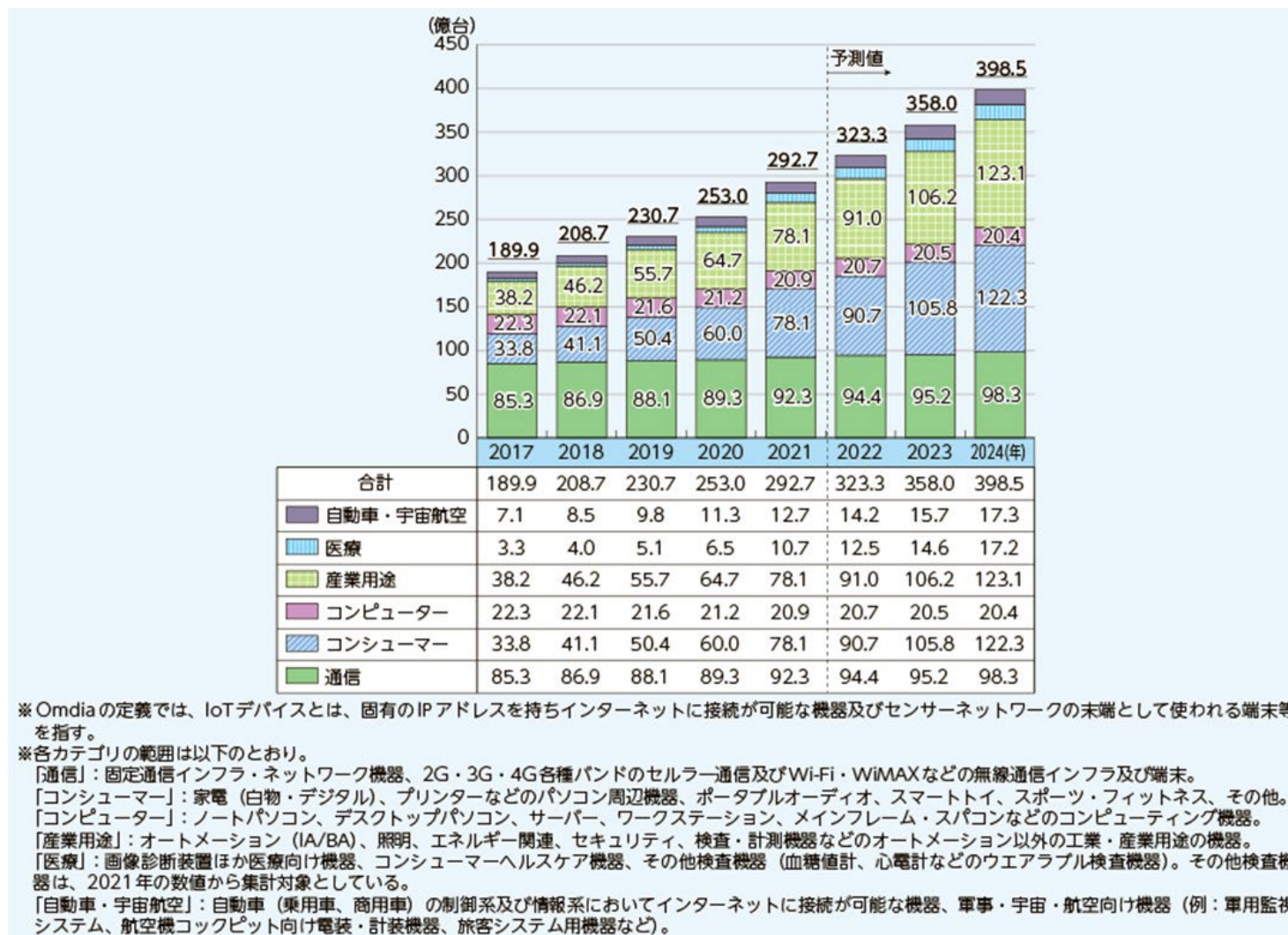
出典：ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会 最終取りまとめ（2022年2月2日）P.15

IoT回線は、基本的に特定の通信先向けの通信に限定され不特定多数との通信を想定しておらず左記のような受益はないと考える

※受益の有無について、将来的に市場・用途の変化等に応じて見直すことは考えられる

【補足】④【負担金】3.負担金の算定単位

IoT向けサービスは、将来的に回線数・市場規模の拡大が見込まれる



出典：令和4年版情報通信白書 データ集（第3章関連データ）19.世界のIoTデバイス数の推移及び予測

③ 一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方

1. 支援対象、競合事業者の要件となる電気通信回線設備の規模の考え方
2. 支援対象、競合事業者の要件となる第二号基礎的電気通信役務の継続提供期間の考え方
3. 大部分を他者の回線設備と接続して提供される場合の区域指定の考え方

④ 交付金・負担金算定の在り方

【交付金】

1. 費用算定の考え方
2. 支援額算定の考え方

【負担金】

1. 負担事業者の範囲
2. 負担金の額の割合の上限
3. 負担金の算定単位

⑤ その他（利用者への周知の在り方等）

⑤ その他（利用者への周知の在り方等）

- 電気通信事業者として、利用者への一層の周知・広報に努める所存
- ブロードバンドのユニバーサルサービス化は、デジタル化推進の一環であり、利用者利便を高める政策である旨のポジティブな広報をお願いしたい
- 負担金対象事業者となる収益の閾値次第で、対象外事業者も多く発生すると考えられ、この点の周知は電話のユニバーサルサービス以上に必要と考える